

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.08）
- ・酪農品（04.01）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.05, 07.09, 07.10）
- ・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.12）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬フェンメディファムに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.06）
- ・動物性生産品（05.04）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の動物用医薬品ツラスロマイシンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2487
FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・穀物（10.05）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬4-アミノピリジンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2487
FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生產品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.05）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.10, 12.12）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬クロロベンジレートに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生產品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.10, 12.12）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ジノセブに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.09, 07.10, 07.13）
- ・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.07, 10.08）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.07, 12.12）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬チフェンスルフロンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生產品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.10, 12.12）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬チオメトンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・ 穀物（10.03, 10.04, 10.07, 10.08）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬トリクロロ酢酸ナトリウム塩に係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2487
FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・ 肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・ 魚並びに甲殻類、軟体類及びその他の水棲無脊椎動物（03.02, 03.03, 03.04）
- ・ 酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・ 動物性生產品（05.04）
- ・ 食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・ 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.02, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.14）
- ・ コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・ 穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・ 採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.05, 12.12）
- ・ 動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、動物用医薬品イプロニダゾールを食品中に「不検出」とする農薬等の成分である物質に設定する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間